長野県看護連盟だより

なでしこ

第77号

発行
長野県看護連盟
長野県松本市旭2丁目11-34
責任者／三輪百合子
発行日 2020年8月24日

長野県看護連盟会員数
4,827人
（2020年7月末日現在）

◎今号の主なNews◎

2020年度長野県看護連盟通常総会　P2～3
2020年度県・支部役員、委員の体制　P4～5
長野県看護連盟主催研修　P5
新型コロナウィルス感染症予防対策に伴う緊急要望　P6
2019年度決算報告・2020年度予算　P7
新スローガン・2020年度活動計画　P8～9
長野県看護連盟規約・規約細則・支部規則　P10～15

撮影　遠藤千春

Nursing now
看護の力で健康な社会を！

＊長野県看護連盟ホームページ　http://www.kangorenmei-nagano.jp/

長野県看護連盟通常総会

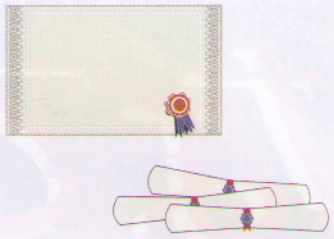

日時：2020年６月27日（土）　10：00～11：30
場所：長野県看護協会会館　４階大ホール

看護連盟会長　三輪百合子

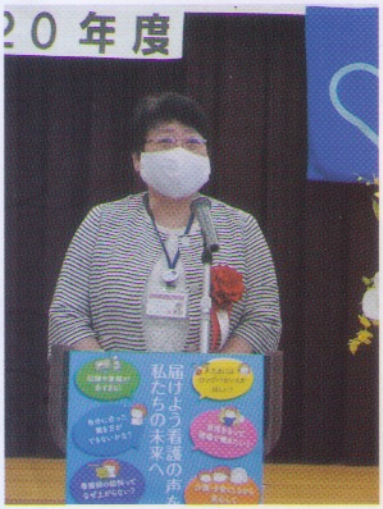

看護協会会長　松本あつ子 様

“届けよう看護の声を！　私たちの未来へ”

長野県看護連盟会長　三 輪 百 合 子

この度の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・福祉関係機関や地域の最前線で頑張っていただいている看護職の皆様に感謝と敬意を表します。今後、感染症の第２波等に継続的に対応していくためには、働く皆さんのモチベーションも需要です。看護連盟では現場の皆さんの実態をお聞きし、危険手当等の支給補助等要望を県に提出し、県会で承認されたことを報告させていただきます。

今年は２年後の参議院議員選挙に向けて組織固めが重要となります。まずは看護連盟の会員確保です。昨年は念願の５千名を超えて5,009名の会員数となりました。若い人たちの政治離れ・選挙離れが言われていますが、看護の未来を担う若い看護職が誇りをもって働き続けられるよう、現場の課題を政策提言につなげていく必要があります。新スローガン「届けよう看護の声を！　私たちの未来へ」のように。

皆様のより一層力強いご支援、ご協力をお願いします。

日本看護連盟会長・看護代表議員・長野県選出国会議員の皆様よりメッセージをいただきました。

日本看護連盟会長　大島敏子 様
衆議院議員　あべ俊子 様
衆議院議員　木村弥生 様
参議院議員　たかがい恵美子 様
参議院議員　石田昌宏 様
衆議院議員（自民党長野県支部連合会会長）　後藤茂之 様

2020年度長野県看護連盟会長表彰者　✿ おめでとうございます ✿

小林直子 様　　三輪会長　　谷川幸弘 様

重盛るりこ 様

石田洋子 様

後日、表彰状と記念品をお届けしました

長野県看護連盟会員数　4,737名

（2020年 6 月27日現在）

・出席者　47名

一般会員 34名、役員 13名

・委任状　4,337名

2020年度長野県看護連盟通常総会は、新型コロナウイルス感染防止対策により、参加人数の制限及び実施時間を縮小して開催しました。

審議事項

第 1 号議案　長野県看護連盟規約改正（案）
第 2 号議案　2020年度スローガン（案）
第 3 号議案　2020年度活動計画（案）
第 4 号議案　2020年度予算（案）
第 5 号議案　選挙対策（案）
第 6 号議案　役員選出（案）

＊審議事項は全て承認可決されました。

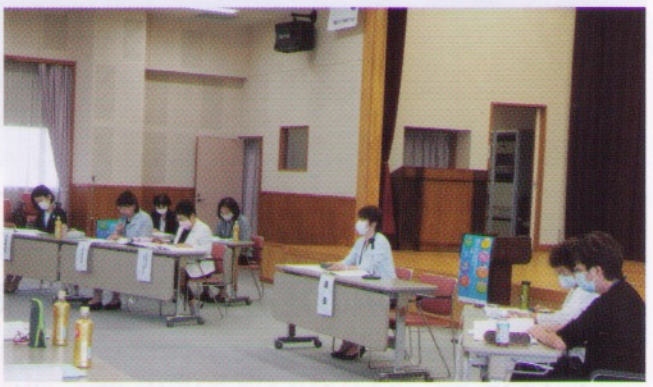

本部役員　議 長　会計監査役員

お疲れ様でした。これからも看護連盟をご支援ください。

内山博幸 さん（青年部）

2010年度より長野県看護連盟の青年部立ち上げから現在の青年部活動の構築に多大な尽力を頂きました。

武田忠男 さん（飯田支部支部長）

2009年度より飯田支部幹事長、2012年度より同支部支部長の任を担って頂き、長きに亘って連盟活動を支えて頂きました。

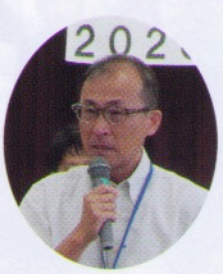

退任の青年部委員、支部役員（支部長・幹事長）

2020年度長野県看護連盟体制

＊本部役員

三輪会長（２期目）を中心に、看護協会と連携して、医療・福祉現場や看護学生の問題解決のための政策実現に向けて積極的に活動していきます。

＊支部役員（20支部の支部長・幹事長）

＊広報委員

新委員３名を迎え、今年度は５人で、機関紙「なでしこ」発行を中心とした広報活動を担当します。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

＊青年部委員

青年部は各地域の医療施設から選出された12名が委員です。

若手看護職の皆さんに、連盟活動や看護職代表の国会議員の活動を知って頂き、政治を身近に感じて頂くための活動を進めていきます。

新委員　会長と共に

2020年度 長野県看護連盟主催研修計画

タイトル	ねらい	テーマ	日　時	場　所	講　師	参加費
看護管理者研修	看護管理者・看護教育者が看護連盟への役割を明確にする	看護政策はいかに作られるか	2020年8月7日(金) 13時00分～15時00分 中止	長野県看護協会会館	長野保健医療大学副学長 看護学部長　井部俊子 先生	無料
前期リーダー研修	支部・施設において、リーダーとしてリーダーシップを発揮出来るように看護連盟の役割・活動等を学ぶ	施設リーダーとしてのリーダーシップとは	2020年8月17日(月) 13時00分～15時00分 中止	長野県看護協会会館	長野県看護連盟会長　三輪百合子 長野県看護協会会長　松本あつ子 東京都看護協会会長　高原静子 先生	無料
後期リーダー研修	支部・施設において、リーダーとしてリーダーシップを発揮出来るように看護連盟の役割・活動等を学ぶ	施設リーダーの役割	2020年10月9日(金) 13時00分～15時00分	松本市勤労者福祉センター	前佐久支部長　日向美佐江 先生 前諏訪支部長　芳澤まゆみ 先生	無料
国会見学	国会見学を通して、代表議員の活動を知り、政治の動きに関心を持つ	看護連盟の役割と連盟活動	2020年10月14日(水) 中止	国会議事堂 本部	中・南信　担当県役員 中・南信　青年部委員	参加費 4,000円 (昼食代含む)
看護協会・看護連盟　協賛研修	看護協会と看護連盟の役割について学ぶ	看護協会と看護連盟の協働はどうあるべきか	2020年11月13日(金) 10時30分～15時00分	松本市勤労者福祉センター	日本看護連盟会長　大島敏子 先生	無料
青年部研修	若手会員の育成	ポリナビキャラバン	2020年11月7日（土）	長野県看護協会会館	青年部委員	無料
		プレゼンテーション研修	2020年11月7日（ 中止	看護協会会館	青年部委員	参加費別途 (資料・昼食代)
会員研修	最新の医療・看護制度の動向を学ぶ	代表議員の国政報告	2021年1月16日(土) 13時00分～15時00分	長野県看護協会会館	参議院議員　高階恵美子 先生	無料

＊今年度の研修会は、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策のため、すでに中止とさせて頂いた研修があります。
最新の情報はホームページに掲載いたしますので、長野県看護連盟ホームページをご覧下さい。

新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う緊急要望

令和２年６月２日

長野県知事
阿部 守一 様

長野県看護連盟
会長 三輪百合子

要 望 書

Ⅰ 新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

【要望１】
新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。
【要望２】
要望１に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し１泊につき15,000 円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

Ⅱ 妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

【要望】
医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。

Ⅲ 看護師養成施設におけるオンライン授業等の実施支援について

【要望１】
オンライン授業がスムースに行えるような環境整備への支援をお願いしたい。
（学生自宅の Wi-Fi 環境及び PC/タブレットの配置への支援）
【要望２】
新型コロナウイルス終息状況を勘案して、早期に臨地実習可能な対策を講じていただきたい。
（臨地実習に必要な感染防御対策物品等の配置）

令和２年　６月　２日

長野県知事
　阿部　守一　　様

長野県看護連盟
会長　三輪百合子

新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民、医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。
さらには、無症状者が他の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身の感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。
なかでも看護職は 24 時間、365 日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。
また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。
国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望１】
下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。
記
1. 対象となる看護職
① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職
2. 支給方法
危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること
3. 支給期間
日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで
【要望２】
要望１に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し１泊につき 15,000 円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

2020年５月18日(月)・５月25日(月)
看護問題懇話会長　本郷一彦議員へ説明・提出

2020年５月20日(水)
土屋智則健康福祉部長と懇談・要望書を提出

2020年６月２日(火)
阿部守一県知事と懇談・要望書を提出

要望事項及び結果

Ⅰ－１　危険手当支給支援…要望承認（８月以降適応）
Ⅰ－２　ホテル等利用の補助…要望承認（４月に遡り適応）
Ⅱ　　妊娠中看護師代替支援…要望不採用
（対象者なしにて）
Ⅲ－１　看護師養成施設オンライン授業設備支援
…要望承認（４月に遡り適応）
Ⅲ－２　臨地実習に必要な感染防御物品等の配置
…実習補完に必要なシミュレーター貸出支援

＊上記ⅠとⅢについては県議会で認められ、予算化されました。

2019年度　決算報告

（収入の部）　単位：円

項　目	予 算 額	決 算 額	比較増△減
1.会　費	14,850,000	15,027,000	177,000
2.賛助会費	400,000	360,000	△ 40,000
3.本部活動助成金	13,147,000	14,336,260	1,189,260
（1）研修会助成金	1,090,000	1,219,000	129,000
（2）会費助成金	2,475,000	2,504,500	29,500
（3）活動助成金	9,582,000	10,612,760	1,030,760
4.雑　収　入	1,070,000	1,288,287	218,287
前年度繰越金	36,719,686	36,719,686	0
総　計	66,186,686	67,731,233	1,544,547

（支出の部）

項　目	予 算 額	決 算 額	予算残額
1.会議諸費	11,100,000	7,059,825	4,040,175
(1)大　会　費	1,830,000	1,492,254	337,746
(2)会　議　費	9,270,000	5,567,571	3,702,429
2.事　業　費	24,180,000	13,827,417	10,352,583
(1)機関紙発行費	2,130,000	1,226,860	903,140
(2)活　動　費	17,700,000	10,091,800	7,608,200
(3)教　育　費	2,060,000	1,271,998	788,002
(4)渉　外　費	690,000	613,019	76,981
(5)組織対策費	1,600,000	623,740	976,260
3.運営維持費	16,350,000	9,887,663	6,462,337
(1)人　件　費	6,660,000	5,416,665	1,243,335
(2)需　給　費	9,690,000	4,470,998	5,219,002
4.予　備　費	14,556,686	0	14,556,686
総　計	66,186,686	30,774,905	35,411,781

総　収　入　67,731,233　円
総　支　出　30,774,905　円
翌年度繰越金　36,956,328　円

2020年度　予算

（収入の部）　単位：円

項　目	2020度年予算額	備　考	2019年度予算額
1.会　費	14,940,000	3,000円×4,980人	14,850,000
2.賛助会費	440,000	賛助会費：1,000円×300人　特別賛助会費10,000×14人	400,000
3.本部活動助成金	12,453,100		13,147,000
（1）研修会助成金	1,097,500	基礎研修　リーダー研修	1,090,000
（2）会費助成金	2,490,000	500円×4,980人	2,475,000
（3）活動助成金	8,865,600	事務局運営助成金　活動助成金等	9,582,000
4.雑　収　入	830,000	広告料　利息	1,070,000
当期収入合計（A）	28,663,100		29,467,000
前年度繰越金	36,956,328		36,719,686
総　計（B）	65,619,428		66,186,686

（支出の部）

項　目	2020度年予算額	備　考	2019年度予算額
1.会議諸費	10,900,000		11,100,000
(1)大　会　費	1,900,000	1回	1,830,000
(2)会　議　費	9,000,000	役員会　支部長会他	9,270,000
2.事　業　費	22,600,000		24,180,000
(1)機関紙発行費	2,000,000	なでしこ3回　ホットニュース2回	2,130,000
(2)活　動　費	16,500,000	組織の活動	17,700,000
(3)教　育　費	2,400,000	県・支部研修	2,060,000
(4)渉　外　費	700,000	年賀状　暑中見舞い　慶弔　義援金	690,000
(5)組織対策費	1,000,000	本部関係会議等	1,600,000
3.運営維持費	16,700,000		16,350,000
(1)人　件　費	7,000,000	事務職員　社会保険料　会員傷害保険	6,660,000
(2)需　給　費	9,700,000	事務室借上　備品等　駐車場代　会場代	9,690,000
4.予　備　費	15,419,428		14,556,686
当期支出合計（C）	65,619,428		66,186,686
当期収支差額（D）(A)－(C)	△36,956,358		△36,719,686
次期繰越金（E）(B)－(C)	0		0

2020年度 長野県看護連盟活動計画 重点方針 みえる活動、行動する会員、確かな組織づくり

目的	目標	方針	活動
政治力・政策実現力の強化	1 看護職国会議員の選出・支援	1)第26回参議院議員選挙(2022年7月予定)における組織内候補予定者の日本看護連盟での推薦過程を注視 する 2)看護職国会議員の確保 3)公職選挙法の遵守	1)-1 日本看護連盟の、参議院選挙(比例代表)候補予定者推薦委員会規程の改正を確認する。 -2 第26回参議院選挙(2022年7月予定)を念頭に、日本看護連盟の方針に基づき、長野県看護連盟本部及び支部において、初年度(2021年度)選挙活動の準備をする。 2)-1 看護職国会議員の名前及び活動状況を周知する。 -2 岡山県看護連盟、京都府看護連盟の選挙活動を支援する。 -3 ホームページ、インターネット、連盟機関誌及びホットニュースを活用して各議員の活動を周知する。 3)-1 コンプライアンスに基づいた活動を実施するため、日本看護連盟で作成した標準的な活動手引きを長野県看護連盟内で共有化する。
	2 看護政策の実現	1)長野県看護連盟の政策実現力の強化 2)現場の声の把握と活用	1)-1 県選出の国会議員及び県会議員の政策説明会等に参加し連携を密にする。 -2 県政等懇談会を通じて、要望書を県行政及び国へ提出する。 -3 看護問題懇話会を活用する。 -4 ブロック主催の看護管理者等政策セミナーに、看護協会・看護管理者会・看護教育系の各代表者に参加を求め、政策提言力の強化を図る。 2)-1 施設訪問や研修会等で収集した「現場の声」を集約し、看護協会と協働し要望書等に繋げる。 -2 「現場の声」の集約結果を、ホームページ・施設訪問・看護管理者等の研修会で、看護管理者や会員へ伝える。
	3 看護を理解する国会議員の確保と支援	1)長野県選出の国会議員との連携強化	1)-1 長野県看護連盟と国会議員との交流を密にし、看護政策の必要性の理解を図る。 -2 看護政策に理解を示す議員との相互支援の関係を維持する。
	4 地方議会、地方行政への影響力の強化	1)看護問題懇話会の体制の強化 2)地方議員との情報交換と活動支援 3)地方議会、行政等との情報交換	1)-1 看護問題懇話会へ看護議連の設置を働きかけ、会の拡大と充実に努める。 2)-1 地方議員との交流を密にし、看護政策の必要性と連盟に対する理解を図る。 -2 地方選挙において、看護政策に理解を示す候補者を支援する。 3)-1 県政等懇談会を通じて、要望書を県行政及び国へ提出する。 -2 行政の看護政策に関する情報を積極的に入手する。
	5 地方議員の擁立と支援	1)看護職地方議員候補者の発掘と育成	1)-1 看護職の県議・市町村議等への立候補者への支援を行う。 -2 政治団体が実施している若手育成プログラムに参加する。
組織力の強化・拡大	1 看護連盟・看護協会との連携・協働のさらなる推進	1)長野県看護協会との連携強化	1)-1 看護連盟と看護協会の役員との合同会議(2回／年)を継続し、看護政策や活動等に関する有機的な連携・協働を図る。 -2 要望書作成は、看護協会と綿密な協議を行い、共同して行政・議員等へ提出する。 -3 看護連盟、看護協会及び県議会議員との定期的な話し合いの場を継続する。 -4 看護協会の役員・支部長合同会議等で看護連盟の歴史を伝え、政治活動における連携の重要性を働きかける。 -5 看護連盟の施設訪問に看護協会からの同行を依頼する。 -6 長野県看護連盟総会に長野県看護協会会長の出席を依頼する。 -7 看護連盟・看護協会との協賛研修を実施する。 -8 各支部における連盟と協会の合同研修など、各支部の主体的活動の活性化を図る。
	2 広報活動の強化・充実	1)ナーシングナウキャンペーンへの積極的参加 2)会員に向けた広報活動の充実・強化	1)-1 看護協会との連携により、広報グッズなどの効果的活用を図る。 -2 看護の日・看護週間等の期間に、地方議員の「看護体験」一斉行動を実施する。 -3 ホームページ、機関誌等でPRする。 2)-1 施設訪問を計画的に実施し、連盟活動の意義と必要性をアピールする。 -2 日本看護連盟発行の機関誌アンフィニ・ミニアンフィニ・web版アンフィニ・LINEアンフィニの活用による情報提供。 -3 ホームページを活用した情報発信、研修のアンケート結果・「現場の声」の集約結果を会員へ開示する。 -4 機関紙なでしこ・ホットニュースを定期的に発行し、連盟活動の周知を図る。 -5 日本看護連盟の新広報グッズ・看護連盟PR動画を活用し、新たなスローガンの周知・徹底を図る。

新スローガン「届けよう看護の声を！　私たちの未来へ」

目的	目　標	方　針	活　動
組織力の強化・拡大	3 看護連盟の活動の強化および周知徹底	1) 日本看護連盟との情報の共有化 2) 人材育成プログラム(長野県作成)を活用し、自立した会員の育成を目指した研修の推進 3)長野県看護連盟60周年記念事業	1)-1 日本看護連盟からの情報を、長野県看護連盟の役員会及び支部長合同会議で共有する。 2)-1 連盟会員に対し連盟活動の理解を深めると共に、各級選挙に積極的に参加できる、自律した会員の育成を図る。 -2 未入会者や新人会員対象に、分かりやすい基礎研修媒体の作成を検討する。 -3 国会見学の効果的・効率的な運営。 3)-1 記念事業(講演会・記念誌等)の準備を進める。
	4 会員の確保対策	1) 2020年度の会員目標数の設定と目標管理 2) 看護連盟入会の促進・退会者の防止 3) 若者層、学生会員の確保 4) OB活動の検討	1)-1 2020年度の会員目標数を5010人とし、長野県看護協会会員の連盟入会率34%以上とする。 -2 2020年度の賛助会員目標数を300人とする。 2)-1 入会率の低い病院や看護教育機関、介護系施設、行政機関等への施設訪問を積極的に実施し、そこに勤務する看護職に向けて、看護協会と協働して入会を働きかける。 -2 産休・育休者や退職者(中途及び定年)に会員継続を働きかける。 -3 会費納入方法を現行の八十二銀行に加え、新規に郵便局会費専用口座を開設し、会員への利便性を図る。 3)-1 学生会員増員に向けて、学校訪問や学生向け研修を積極的に実施する。 -2 看護学生に直接、看護政策・連盟活動等の説明する機会を設けてもらうよう看護教育機関に依頼する。 4)-1 OB活動の機能等を検討する。
	5 長野県看護連盟の効率的な組織運営	1) 長野県看護連盟の規約等に基づいた効率的な運営 2) 財政等の健全化と適正化	1)-1 コンプライアンスに基づく組織運営を行い、効果的・効率的な運営に取り組む。 -2 規約・細則の改正を行う。 -3 諸会議(通常総会、役員会、役員・支部長合同会議、各委員会等)の円滑かつ効率的な運営を行う。 2)-1 財源の確保と経費の適正な活用に努める。
	6 支部組織の活動の強化・促進	1) 支部組織の強化・支部役員・リーダーの意識の強化 2) 各支部会員のモチベーションの強化	1)-1 役員・支部長合同会議及び支部会議を定期的に開催し、会員確保方針、次期候補予定者の選挙活動方針の情報を共有し、支部活動の強化を図る。 -2 役割を発揮できるリーダーの育成を支援する。 -3 支部による基礎研修・続基礎研修の確実な開催を実施し、活性化を図る。 -4 施設訪問を通じて、地域の医療関係機関の実情の把握と連携強化を図る。 2)-1 国会見学や看護職国会議員による研修会等に参加し議員との交流を深める。
	7 若手会員の育成	1) 若手会員の活性化の促進 2) 青年部委員会の活動強化	1)-1 若手会員に対し、各研修・国会見学・ポリナビキャラバン等への参加を促し、連盟活動への理解を深める。 -2 県及び支部の役員・委員に登用する。 2)-1 支部主催研修(基礎・続基礎)の講師、ポリナビキャラバン、キャン・ポリ等、委員が主体的に活動出来るよう支援する。 -2 所属する支部会議に出席し、支部活動を支援することで、リーダーとしての能力を育成する。 -3 長野県看護連盟ホームページを活用し、青年部の活動を定期的に会員へ発信する。 -4 関東甲信越ブロック会議に参加し、青年部の連携強化と情報の共有化を図る。
	8 関係団体・関係組織との連携・強化	1) 看護協会以外の関係団体との交流の促進	1)-1 看護協会以外の関係団体(医療系・介護系・教育系)との交流の機会を作る。 -2 支援団体との交流の機会を作る。 -3 支援企業との交流の機会を作る。
会員の福祉の充実	1 災害への対応	1) 災害発生地への支援	1)-1 支部の災害発生時の情報を把握し、日本看護連盟及び会員に向けて発信する。 -2 災害見舞い、支援金等の支援を実施する。
	2 福利厚生への対応	1) 長野県看護連盟規約及び規約細則に基づく対応	1)-1 連盟主催の研修・行事参加中の障害保険による保障。 -2 会長表彰者への対応を行う。 -3 弔事等の対応をする。
	3 諸問題への対応	1) 会員の安全の保障	1)-1 コンプライアンスに基づく政治活動、選挙運動のための情報交換。 -2 諸問題には、日本看護連盟へ相談し解決にあたる。

長野県看護連盟規約

第１章　総　則

（名　称）
第１条　本組織は、長野県看護連盟と称する。
（事 務 所）
第２条　長野県看護連盟は、事務所を松本市旭２丁目11番34号、長野県看護協会会館内に置く。
（目　的）
第３条　長野県看護連盟は、日本看護連盟及び公益社団法人長野県看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
（活　動）
第４条　長野県看護連盟は、第３条の目的達成のため必要な活動を行う。
(1)　看護職の政治力強化に関する活動
(2)　看護職組織代表の国及び地方政界進出と支援に関する活動
(3)　組織の強化・拡大に関する活動
(4)　広報に関する活動
(5)　日本看護連盟及び長野県看護連盟支部との連携に関する活動
(6)　その他の目的を達成するために必要な活動

第２章　会　員

（種　別）
第５条　長野県看護連盟会員（以下「会員」という。）は、正会員、特別会員、名誉会員、学生会員、賛助会員、特別賛助会員とする。
２　正会員は、公益社団法人長野県看護協会会員である者。
３　特別会員は、正会員の経歴を有し、未就業で、公益社団法人長野県看護協会会員でない者。
４　名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員、特別会員の中から、日本看護連盟が別に定める細則に基づき、長野県看護連盟役員会、日本看護連盟中央役員会の承認を受けた者。
５　学生会員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を得るために就学している学生で長野県看護連盟の趣旨に賛同する者。
６　賛助会員は、長野県看護連盟の趣旨に賛同する者で、長野県看護連盟会員又は役員会が推薦する個人または団体。
７　特別賛助会員は、長野県看護連盟の趣旨に賛同する県選出国会議員及び県内地方議員等で、長野県看護連盟役員会の推薦する者。
（入　会）
第６条　正会員、特別会員、学生会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により長野県看護連盟会長に申し込むこととする。この手続きにより、日本看護連盟にも同時に登録される。
２　賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、別に定める入会申込書により長野県看護連盟会長に申し込むこととする。
３　特別賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により長野県看護連盟会長に申し込むこととする。
（会　費）
第７条　正会員、特別会員は、第17条に定める総会（以下「総会」という。）において定める長野県看護連盟年会費を、日本看護連盟年会費と共に納入しなければならない。
２　名誉会員は、会費を免除する。
３　学生会員は、会費を免除する。
４　賛助会員は、別に定める年会費を納入することとする。
５　特別賛助会員は、別に定める年会費を納入することとする。
（退　会）
第８条　正会員、特別会員、名誉会員、学生会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を、長野県看護連盟会長を経由して日本看護連盟会長に提出し、任意に退会することができる。
２　賛助会員で退会しようとする個人又は団体は、長野県看護連盟会長に申し出て、任意に退会することができる。
３　特別賛助会員で退会しようとする者は、長野県看護連盟会長に申し出て、任意に退会することができる。
（除　名）
第９条　次の行為を行った会員は、総会の決議を経て除名することができる。ただし、本人には弁明の機会を与えるものとする。
(1)　長野県看護連盟規約又は規約細則に違反したとき
(2)　長野県看護連盟の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
(3)　その他正当な事由があるとき
（会員資格の喪失）
第10条　会員は、次の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　本人から退会の申し出があったとき
(2)　死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
(3)　除名されたとき
(4)　会費をその活動年度における３月末までに納入しなかったとき
２　会員資格を喪失した者がすでに納入した会費その他拠出金の返還はしない。

第３章　役　員

（役　員）
第11条　長野県看護連盟に次の役員を置く。

(1) 会　長　　1人
(2) 副会長　　2人以内
(3) 幹事長　　1人
(4) 幹　事　　5人以上8人以内
　　(青年部委員長含む)
(5) 監　事　　2人

(役員の決定)
第12条　役員は長野県看護連盟の正会員の中から選任する。
2　役員は役員会が推薦し、総会において決定する。

(任　期)
第13条　長野県看護連盟役員（監事を除く。）の任期は3年を1期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、同一職に引き続き就任する場合は、3期を超えて再任することはできない。
2　監事の任期は、3年を1期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了末日までとする。ただし、2期を超えて再任することはできない。
3　役員が任期の途中で欠けた場合は、次の通常総会で選任する。選任された役員の任期は、その通常総会の終了の翌月1日から始まる。

(職　務)
第14条　会長は、長野県看護連盟を代表し、日本看護連盟と連携をはかり、業務を総括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。
3　幹事長は、長野県看護連盟の業務を統括する。
4　幹事は、長野県看護連盟の次の業務を分担し、執行する。
(1) 財政に関すること
(2) 組織に関すること
(3) 政策に関すること
(4) 教育に関すること
(5) 支部に関すること
(6) 広報に関すること
(7) 青年部に関すること
(8) 会長が、長野県看護連盟の目的達成に必要と認める業務
5　監事は、役員の業務の執行状況及び会計を監査する。

(顧問及び参与)
第15条　長野県看護連盟は顧問及び参与を置くことができる。
2　顧問及び参与は、役員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
3　顧問は、特定の重要な事項について会長の諮問に応じる。
4　参与は、公益社団法人長野県看護協会から推薦された者をあて、看護協会との連携を図る。
5　顧問及び参与は無給とする。

(報　酬)
第16条　役員は無給とする。ただし、業務に専任する場合は有給とすることができる。
2　役員、顧問・参与には、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第4章　総　会

(種　別)
第17条　長野県看護連盟総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構　成)
第18条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(権　限)
第19条　総会は、次に掲げる事項を決議する。
(1) 規約改正に関する事項
(2) 活動報告、活動計画に関する事項
(3) 予算、決算に関する事項
(4) 役員の選任に関する事項
(5) 会員（賛助会員は除く。）の会費の額に関する事項
(6) 会員の除名に関する事項
(7) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
(8) 総会の議長団の承認に関する事項
(9) その他、役員会で総会の決議を要すると定めた事項

(開　催)
第20条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次に該当する場合に開催する。
(1) 役員会が必要と認めたとき
(2) 正会員、特別会員の3分の2以上が会議の目的を記載した書面により、会長に対して開催の請求があったとき

(招　集)
第21条　総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに会員（正会員および特別会員）に通知する。

(議　長)
第22条　総会に議長団を置く。
2　議長団は2人とし、総会前の役員会において正会員の中から選出し、総会で承認する。
3　議長団は、互選により議長を定め、議長交代は予め議長団の協議により定める。
4　議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して運営と進行に責任を持つ。

(定 足 数)
第23条　総会は、正会員及び特別会員の2分の1以上（委任状含む。）の出席をもって成立する。

(決　議)
第24条　総会における決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第5章
役員会、役員・支部長合同会議、委員会

(役 員 会)

第25条 役員会は、第11条に定める役員をもって構成する。
2 役員会は総会に次ぐ決議機関とし、会長が招集し議長となる。
3 役員会は役員の半数以上の出席をもって成立する。
4 役員会における決議は出席役員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
5 役員会に、会長が認めた者を出席させることができる。

(役員・支部長合同会議)
第26条 役員・支部長合同会議は、第11条の役員と支部役員を代表する支部長をもって構成し、支部活動の問題を審議し、会長に提言する。
2 役員・支部長合同会議は、会長が招集し議長となる。
3 役員・支部長合同会議には、支部長代理の支部役員の参加を認めることができ、代理出席者は決議権を持つ。

(委員会)
第27条 長野県看護連盟は、役員会の決議により必要に応じて委員会を置くことができる。
2 委員会の委員は、役員会で選任する。
3 委員会に関する必要事項は別に定める。

第6章 支部

(名称)
第28条 長野県看護連盟は、別に定めるところに支部を置き、長野県看護連盟○○支部と称する。
2 支部の認定は、日本看護連盟の支部認定の定めによる。

(支部規則)
第29条 支部規則は支部において定め、長野県看護連盟役員会の承認を受けることとする。

第7章 事務局

(事務局の設置)
第30条 長野県看護連盟の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局には所要の職員を置く。
3 職員は会長が任免する。
4 職員の処遇は、役員会で別に定める。

第8章 会計及び会計年度

(会計年度)
第31条 長野県看護連盟は、会員の会費及び寄付金その他の収入により運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)
第32条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指名し決定する。

第9章 扶助

(会員の扶助)
第33条 正会員、特別会員が、長野県看護連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中又はその遂行によって死亡、負傷、罹病その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、別に定める細則により補償する。

第10章 雑則

(委任)
第34条 この規約に定めるものの他、長野県看護連盟の運営に必要な細則は、役員会の決議により別に定める。

附則

第1条 本規約は、令和2年6月27日から施行する
沿革 昭和53年6月25日 作成 施行

長野県看護連盟規約細則

(目的)
第1条 この細則は、規約第34条により業務を執行するために必要な事項を定める。

第1章 会員

(住所、氏名又は勤務先の変更)
第2条 会員が住所、氏名又は勤務先を変更したときは、長野県看護連盟に届け出るものとする。
2 前項の届出を受けた長野県看護連盟は、必要に応じ新都道府県看護連盟及び日本看護連盟に変更届を提出する。
3 第1項の届け出及び第2項の連絡に係る様式は別紙の通りとする。

(施設変更の手続き)
第3条 施設の名称、住所及び施設の代表者の変更があった場合は、別紙により長野県看護連盟に届け出るものとする。
2 届け出を受けた長野県看護連盟は日本看護連盟に変更届を提出し、支部に連絡する。

(記載及び登録の抹消)
第4条 長野県看護連盟は、会員から住所又は勤務先の変更届が提出されたら、会員名簿の変更をする。又異動先が県外の場合は会員名簿から抹消するものとする。他都道府県看護連盟より会員を受け入れた際は、新たに会員名簿に氏名等を登録するものとする。

第２章　会　　費

（会　　費）
第５条　日本看護連盟及び長野県看護連盟の正会員及び特別会員の会費は、長野県看護連盟に納入し、日本看護連盟へはその後まとめて納入するものとする。
２　長野県看護連盟の賛助会員及び特別賛助会員は、年会費を長野県看護連盟に納入するものとする。
（会費の額）
第６条　正会員、特別会員の日本看護連盟会費は年額5,000円、長野県看護連盟会費は年額3,000円とし、日本看護連盟会費・長野県看護連盟会費と共に納入するものとする。
２　賛助会員の会費は年額１口1,000円とする。
３　特別賛助会員の会費は年額10,000円とする。
４　会費について変更を要する場合は、総会に提案する。
（納付期日）
第７条　会費は、翌年度分を２月20日までに長野県看護連盟に納入する。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。
（納付会費）
第８条　一旦納入した会費は、理由を問わず返還しない。

第３章　委　員　会

（委員会の設置）
第９条　長野県看護連盟に次の委員会を置く。
(1)　広報委員会
(2)　青年部委員会
２　委員の選任、任務、構成、及び運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

第４章　支　　部

（支　　部）
第10条　長野県看護連盟の支部は役員会において定め、次の支部を置く。
〈地域支部〉
(1)　飯山支部　(2)　中野支部　(3)　長野支部
(4)　長野南支部　(5)　上田支部　(6)　佐久支部
(7)　安曇支部　(8)　松塩支部　(9)　木曽支部
(10)　諏訪支部　(11)　伊那支部　(12)　飯田支部
〈施設支部〉
(1)　長野市民病院支部
(2)　長野赤十字病院支部
(3)　南長野医療センター支部
(4)　長野松代総合病院支部
(5)　安曇野赤十字病院支部
(6)　信州大学医学部附属病院支部
(7)　諏訪赤十字病院支部
(8)　下伊那赤十字病院支部
２　支部の運営に関して必要な事項は支部規則の定めるところによる。
第11条　新たな支部の設置、再編、廃止については、役員会において決定する。
２　支部の設置、再編、廃止があったときは、日本看護連盟に届け出る。

第５章　扶　　助

（扶　　助）
第12条　規約第32条に基づく長野県看護連盟会員に適用する扶助については、長野県看護連盟で団体加入契約している旅行傷害保険及び行事参加者傷害保険の補償内容に基づき保険金を給付する。
（給付の決定）
第13条　役員会において決定する。
（手 続 き）
第14条　別に定める申請書に医師の診断書を添え、長野県看護連盟会長に提出する。
（給付の制限）
第15条　故意に給付の事由を生じさせた時は、役員会において当該給付を行わないことができる。
（弔　　事）
第16条　長野県看護連盟正会員、特別会員に適用する弔事については、次の通りとする。
(1)　会員が死亡した場合は、香典１万円又は生花及び弔電又は弔辞とする。
(2)　長野県看護連盟に貢献のあった旧会員については、弔電を打つことができる。
２　弔事の場合、支部長が所定の報告用紙で、長野県看護連盟会長に提出する。
（災害見舞等）
第17条　長野県看護連盟正会員、特別会員の生活の本拠の建物に重大な被害があった場合に適用する災害見舞いについては、次の通りとする。
(1)　地震災害
ア　全・半壊　１万円
(2)　火災
ア　全・半焼　１万円
(3)　風水害
ア　全壊・半壊　１万円
イ　床上浸水　５千円
(4)　上記以外の災害の場合は、役員会により別途検討する。
２　上記災害の見舞金申請は、所定の申請用紙を長野県看護連盟会長に提出する。ただし、地震災害、風水害については市町村の発行する罹災証明書を添付する。

第６章　補　　則

（規約細則の変更）
第17条　この規約細則を変更しようとするときは、役員会の決議による。

附　　則

第１条　この規約細則は令和２年６月27日から施行する。
沿　革　　平成16年５月８日　制定　施行

長野県看護連盟○○支部規則
（地域支部用）

第１章　総　則

（設　立）
第１条　本組織は、長野県看護連盟規約第28条に基づき設立する。
（名　称）
第２条　本組織は、長野県看護連盟○○支部（以下「支部」という。）と称する。
（目　的）
第３条　支部は、長野県看護連盟の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
（活　動）
第４条　支部は、第３条の目的達成のため必要な活動を行う。
(1)　看護職の政治力強化に関する活動
(2)　看護職組織代表の国及び地方政界進出と支援に関する活動
(3)　組織の強化・拡大に関する活動
(4)　支部と長野県看護連盟、日本看護連盟との連携に関する活動
(5)　その他の目的を達成するために必要な活動

第２章　会　員

（会　員）
第５条　支部の会員は、長野県看護連盟の正会員、特別会員、賛助会員である者とする。
（会員資格の喪失）
第６条　会員が長野県看護連盟会員の資格を喪失した時。

第３章　役　員

（役　員）
第７条　支部に次の役員を置く。
(1)　支部長　　１人
(2)　幹事長　　１人
(3)　幹事（施設の連盟代表者及び個人会員）　適正数
(4)　委員（公務員施設の連盟代表者）　適正数
２　支部の施設にリーダーを置く。
(1)　リーダー　　適正数
（役員の決定）
第８条　支部長及び支部幹事長は長野県看護連盟会長が推薦し、日本看護連盟会長及び長野県看護連盟会長の承認をもって決定する。
２　幹事及び委員は支部長が推薦し支部会議において決定する。
（任　期）
第９条　役員及び委員の任期は、就任の日から３年を１期とし、選任された通常総会終了の翌月１日から始まり、３年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、同一職に引き続き就任する場合は、３期９年までとする。
（職　務）
第10条　支部長は支部を代表し、長野県看護連盟及び日本看護連盟と連携をはかり、業務を総括する。
２　幹事長は、支部の業務を統括する。支部長に事故あるときは職務を代行する。
３　幹事及び委員は、支部の業務を執行する。
４　リーダーは、担当部署を統括、代表する。
（報　酬）
第11条　役員は無給とする。ただし、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。（長野県看護連盟に準ずる）

第４章　支部会議（支部役員会）

（支部会議）
第12条　支部会議は、第７条に定める役員をもって構成する。
２　支部会議は支部長が招集し議長となる。
３　支部会議は役員の半数以上の出席をもって成立する。
４　支部会議における決議は出席役員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
５　支部会議は、支部長が認めた者を出席させることができる。

第５章　会計年度

（会計年度）
第13条　支部の会計年度は４月１日から翌年３月31日までとする。

第６章　雑　則

（雑　則）
第14条　この規則により支部の業務執行のため、長野県看護連盟運営マニュアルに必要事項を定める。

附　則

第１条　本規則は、令和２年６月27日から施行する。
沿　革　　平成18年○月○日　制定施行
令和２年６月27日　改正

長野県看護連盟○○支部規則
（施設支部用）

第１章　総　則

（設　立）
第１条　本組織は、長野県看護連盟規約第28条に基づき設立する。
（名　称）
第２条　本組織は、長野県看護連盟○○支部（以下「支部」という。）と称する。
（目　的）
第３条　支部は長野県看護連盟の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
（活　動）
第４条　支部は、第３条の目的達成のため必要な活動を行う。
(1)　看護職の政治力強化に関する活動
(2)　看護職組織代表の国及び地方政界進出と支援に関する活動
(3)　組織の強化・拡大に関する活動
(4)　支部と長野県看護連盟、日本看護連盟との連携に関する活動
(5)　その他の目的を達成するために必要な活動

第２章　会　員

（会　員）
第５条　支部の会員は、長野県看護連盟の正会員、特別会員、賛助会員である者とする。
（会員資格の喪失）
第６条　会員が長野県看護連盟会員の資格を喪失した時。

第３章　役　員

（役　員）
第７条　支部に次の役員を置く。
(1)　支部長　　１人
(2)　幹事長　　１人
(3)　リーダー　　適正数
2　支部にサブリーダーを置くことができる。
(1)　サブリーダー　　適正数
（役員の決定）
第８条　支部長及び支部幹事長は長野県看護連盟会長が推薦し、日本看護連盟会長及び長野県看護連盟会長の承認をもって決定する。
2　リーダーは支部長が推薦し支部会議において決定する。
3　サブリーダーは支部長が推薦し支部会議において決定する。
（任　期）
第９条　役員の任期は、就任の日から３年を１期とし、選任された通常総会終了の翌月１日から始まり、３年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、同一職に引き続き就任する場合は、３期９年までとする。
（職　務）
第10条　支部長は支部を代表し、長野県看護連盟及び日本看護連盟と連携をはかり、業務を総括する。
2　幹事長は、支部の業務を統括する。支部長に事故あるときは職務を代行する。
3　リーダーは、支部の業務を執行する。
4　リーダーは、担当部署を統括・代表する。
5　サブリーダーはリーダーを補佐する。
（報　酬）
第11条　役員・サブリーダーは無給とする。ただし、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。（長野県看護連盟に準ずる）

第４章　支部会議（支部役員会）

（支部会議）
第12条　支部会議は、第７条に定める役員をもって構成する。
2　支部会議は支部長が招集し議長となる。
3　支部会議は役員の半数以上の出席をもって成立する。
4　支部会議における決議は出席役員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
5　支部会議は、支部長が認めた者を出席させることができる。

第５章　会計年度

（会計年度）
第13条　支部の会計年度は４月１日から翌年３月31日までとする。

第６章　雑　則

（雑　則）
第14条　この規則により支部の業務の執行のため、長野県看護連盟運営マニュアルに必要事項を定める。

附　則

第１条　本規則は、令和２年６月27日から改正施行する。
沿　革　　平成18年○月○日　制定施行
令和２年６月27日　改正

日本看護連盟公認 LINE公式アカウント「アンフィニ」

Infini

看護に関するニュースストピックをはじめ、研修案内や政策に関することなど、日々の現場で役立つ情報をお届けします。

左のＱＲコードからご参加ください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症に最前線で戦う医療スタッフの皆様にエールを!!

入会案内

看護連盟に入会しましょう

会員の皆様が「看護連盟の力!!」です あなたの力が連盟活動を支えます

看護連盟は看護職代表を国政の場に送り、看護と国民の健康・福祉の問題解決を推進しています。

会費	日本看護連盟会費	5,000円
	長野県看護連盟会費	3,000円
	計	8,000円

入会のお申し込みお問い合わせ　長野県看護連盟まで

〒390-0802 松本市旭２－11－34　Tel 0263-35-3556　Fax 0263-35-5364

＊賛助会員・学生会員募集中

当連盟の趣旨に賛同して頂ける方であれば、一般市民の方、介護職の方など、どなたでも入会できます。

賛助会員　会費　1口1,000円（年会費）
学生会員　会費　無料

睡眠セミナー 無料サービスのご案内

（テーマ例）
★睡眠習慣を整え、キラキラ輝く私に
★よりよく眠る為のヒント 睡眠６カ条
★体内時計を整えてよりよく眠る方法

◎医療安全対策研修、メンタルヘルス研修、学校保健委員会に対応した内容も行っています。

東洋羽毛イメージキャラクター 桃井かおりさん

TUK 東洋羽毛北信越販売株式会社
長野営業所 0120－144180
〒381-0014 長野県長野市北尾張部 432-2
セミナーに関するご相談はお気軽にご連絡ください！

美しさへのお手伝い

Boutique HAYAMA
松本市中町ハヤマビル１F
☎(0263) 32-3100

trois HAYAMA
松本市井上本店前
☎(0263) 33-6868

ADVANCE HAYAMA
東筑摩郡山形村 7977 アイシティー 21　2F
☎(0263) 98-5519

AVENUE HAYAMA
長野市川中島　西友２F
☎(026) 283-3071

ハヤマグループ　松本市中央3-11-21

入院生活を笑顔に エランの「CSセット」

手ぶらでも安心
CSセット

洗濯付き
入院生活に必要な物を
日額定額制でレンタル

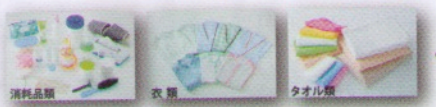

＋ ※入院費用保証サービスが付帯！

入院生活に必要な衣類・タオル・紙おむつや日常生活用品（歯ブラシ・ティッシュ・口腔ケア商品など）を日額定額制でレンタルいただけるサービスです。ご利用者さまやご家族さまの準備や洗濯・補充などの手間を少なくし、同時に病院職員の皆さまの洗濯業務や私物管理などの負担も軽減します。※入院費の支払い遅延に対して立替払いをするサービス。未払い回避・督促回収業務の削減が可能。詳しくは下記までどうぞ

全国20拠点 1,473施設で導入

株式会社エラン
本社 長野県松本市出川町15-12
☎ 0263-29-2680 (9:00～17:00)
✉ request@kkelan.com
ELAN

あらゆる印刷に……

双葉印刷

松本市城東2-2-6 Tel (0263) 32-2263
〒390-0807 Fax (0263) 36-7128
E-mail futaba-p@theia.ocn.ne.jp